

令和 8 年度国際ビジネス交流事業に係る動画制作業務委託 仕様書

1 業務名称

令和 8 年度国際ビジネス交流事業に係る動画制作業務委託

2 業務の目的

大阪市では 2025 年日本国際博覧会（以下「万博」という。）を契機として、大阪市内中小企業等と MOU 等締結先（注）の海外企業等とのビジネス交流を促進するため、企業ミッション団の海外現地派遣時のプロモーションセミナー（以下「海外セミナー」という。）や海外企業等を対象とした大阪でのオンラインセミナー等を実施する予定である。

本業務は、海外セミナーやオンラインセミナー等の場において、MOU 等締結先の海外企業や企業支援機関等に対して、大阪市のビジネス環境の特徴及び強み等を効果的に伝え、ビジネス行動や来阪意欲等を喚起するための動画を制作するものである。

（注）MOU 等締結先とは

万博を契機として、本市が MOU（Memorandum of Understanding. 覚書。）等を締結した計 11 の国・都市等（別紙のとおり）。

3 履行期間

契約締結日から令和 8 年 10 月 30 日（金）

4 履行場所

大阪市住之江区南港北二丁目 1 番 10 号 ATC ビル O 's 棟北館 4 階
大阪市経済戦略局国際交流部国際交流担当

5 業務内容

上記目的を達成するための、動画の企画・構成、撮影、編集等を行い、成果物を納品する。

（1）動画概要

締結先の海外企業や企業支援機関等に対して、以下の要素が伝わる内容を盛り込むものとする。

- ① 大阪市のビジネス環境の特徴及び強み
※大阪市の主要な産業分野（製造業、スタートアップ、ライフサイエンス、クリエイティブなど。）をその集積や技術力を含めて表現して紹介すること。
- ② 大阪市の地理、アクセス利便性
- ③ 大阪市の文化や歴史、生活・居住環境、その他都市魅力

（2）動画内容

ア ショート動画

- ① 放映場面想定
海外セミナー等の冒頭
- ② 動画尺
1 分 30 秒程度
- ③ 期待する効果

大阪市のビジネス環境の特徴及び強みを簡潔かつ効果的に伝えるとともに、本市のビジネス環境への期待値を向上させ、会場の雰囲気盛り上げることで、併せて実施するプレゼンテーションの導入とする。

そのために、会場の雰囲気高めブランディング動画としての役割を重視し、国際的なビジネス環境において使用されることを踏まえ、品位及び訴求力の高い動画品質を確保すること。

単なるプレゼンテーション動画とならないよう、ナレーションやテロップでの説明や情報は必要最低限とし、映像（写真等を含む。以下同じ。）主体の構成とすること。また、動画で取り上げるスポットについてはテンポよく紹介し、可能な限り多くのスポットを紹介すること。

イ ロング動画

① 放映場面想定
オンラインセミナーの冒頭

② 動画尺
3分程度

③ 期待する効果

大阪市のビジネス環境の特徴及び強みを簡潔かつ効果的に伝えるとともに、本市のビジネス環境への期待値を向上させるものとする。また、大阪市の基礎情報やビジネス環境の強みについて、データ等を活用して効果的に伝える構成とすること。

当該データは次の内容を想定しており、発注者より情報提供する。なお、本動画については、YouTube チャンネルでの視聴も想定している。

(想定例)

- ・GRP 比較関係
- ・住みやすい都市ランキング
- ・昼間人口、ビジネスコストなど

(3) 留意事項

ア 動画を視聴するMOU等締結先の海外企業や企業支援機関等（以下「視聴者」という。）が大阪市内企業とのビジネスや大阪市でのビジネスを実施したいと感じ、視聴者の潜在的ニーズを喚起する内容とすること。

各動画について、視聴者及び放映場面に合わせて最適化し、各動画で異なる角度の映像を使用するなどショート動画がロング動画の単なる短縮版となる印象を与えないよう留意し、可能な限り異なる素材を使用すること。

イ 各動画の時間は目安であり、企画や素材に応じた最適な再生時間とすること。

ウ 本業務委託で制作した動画については、海外の様々な国・地域に対してプレゼンテーションに使用することを予定しており、各国・地域、特定の都市・文化・習慣等に対して差別的、否定的、又は不快感を与えるおそれのある表現の使用を厳に慎むこと。

6 制作工程

(1) 納品までの業務内容ごとの作業スケジュール及び工程表の作成

受注者は発注者に対して、業務工程表を提出するとともに、次の(2)～(7)の各作業内容について、定期的に報告又は打ち合わせを行い、資料の修正・追加等を行いながら内容に問題が無い確認のうえ、納期までに動画を完成させることとし、これによらない場合はその都度協議するものとする。

(2) 企画・構成

プロポーザルでの提案内容をもとに発注者と協議のうえ、動画で取り上げるスポットを選定し、撮影場所を決定する。撮影内容は、「5(1)」の産業分野に関係する施設等を中心に、ランドマークとなる施設、イベント、街並みを対象とするほか、必要な場合はインタビュー等の取材も含む。

構成の決定にあたっては、動画全体の絵コンテ等を複数案作成すること。

なお、遠隔操縦（ドローン）の使用、出演者の起用、音響特殊効果、CGの活用など創意工夫を凝らし、各動画の目的に応じて効果的な表現となるよう留意すること。

(3) 動画で取り上げるスポットの選定及び素材利用

動画で取り上げるスポットは15か所以上とする。現場撮影のほか、受注者が所有している映像や借用映像、購入映像を使用することも可とする。なお、借用映像等を使用する際の許諾や費用の支払いも含めた一切の手続き等は受注者の負担により行うこと。

発注者は受注者の要望に対し、可能な限り発注者が所有する情報・写真等の素材を提供する。素材提供は電子メールに添付して行うほか、庁舎内等で直接受け渡しを行う場合もある。

(4) 撮影

撮影は大阪市内で実施し、撮影日数は3日以上とする。同日に複数箇所を撮影するなど、より多く撮影できるよう、効率的な撮影スケジュールを検討すること。必要に応じて、撮影のための事前打ち合わせを実施すること。

雨天等の事情により撮影ができない場合は、撮影日を変更すること。また、イベントの中止等により撮影ができなくなった場合は、代替案を準備すること。また、業務完了時において撮影日時及び場所、実施体制、撮影の様子がわかる画像を記録した報告書を提出すること。

(5) 安全確保、法令順守

撮影に当たっては、次の点に留意し、各種法令を遵守するとともに、周囲の安全確保に十分配慮すること。

- ・撮影場所の交渉及び管理者との打ち合わせを行うこと。
- ・許認可及びその他本業務委託に関連して必要な官公庁等への手続きは、受注者の負担とし、速やかに行うこと。
- ・受注者において各種賠償責任等必要な保険に加入すること。
- ・文化財を撮影する場合は、文化財保護法等の関係法令を遵守するとともに、所有者を含む関係者とあらかじめ協議・調整を行うこと。

(6) 編集

収集した映像の加工・編集、音楽・音声・ナレーション・テロップの挿入などの編集作業を行うこと。動画内の文字やナレーションは英語を基本とし、ナレーションには対応した字幕を付与すること。

動画の完成までに本市による複数回（各動画につき2回以上及び納入前の最終チェック）の内容確認及び修正指示の機会を設けること。確認により変更が生じた場合は、速やかに追加・修正を行うこと。そのほか疑問点等があれば発注者に確認のうえ、作業を実施すること。

なお、編集にあたっては次の点に留意すること。

ア 撮影結果を踏まえて、構成決定時と異なる編集を指示する場合もある。

イ ロング動画については YouTube での視聴を想定し、視聴に結び付く効果的な動画タイトル、ハッシュタグ及びサムネイル等を作成し、発注者へ提案するとともに、納品すること。また、継続的な視聴を想定し、サムネイルを変更できるよう留意して作成すること。

ウ 映像には必要に応じてキャプションやコピーライトをつけること。

エ 編集の途中で、映像の一部又は全部の追加・訂正・差替えを指示することがある。発注者の指示があれば、その都度修正を行うこと。

7 成果物（納品物）及び納期限

(1) 広報用動画（令和8年10月16日まで）

ア 動画は外部記録媒体（USBメモリ等）に保存し、納品すること。外部記録媒体は2点とし、各媒体にはショート動画とロング動画の再生用データをそれぞれ保存すること。

イ 解像度は1920×1080ピクセル以上、アスペクト比は16:9、フレームレートは30fpsを基本とする。ビットレート及びコーデック等の詳細は、発注者と協議のうえ決定する。

ウ MP4形式とし、海外セミナーにおける大型スクリーンでの上映及びインターネット配信等、多様な再生環境に対応可能なものとする。

エ 動画容量については、内容に応じて決定し、発注者と協議のうえ定める。

(2) 編集用データ（令和8年10月30日まで）

ア 「7(1)」で納品する広報用動画について、映像の一部シーンの差し替え、音楽・音声・ナレーション、テロップ、字幕等を将来的に改変・編集が可能な形式で外部記録媒体（外付けSSD等）に保存し納品すること。

イ 本事業を通じて受注者が新たに撮影及び作成した映像のうち「7(1)」で納品する広報用動画を構成する映像として使用した部分について、アと同一の外部記録媒体にMP4形式により個別ファイルごとで保存すること。

ウ 制作テーマごとに、場面中の1場面を切り抜いた静止画一覧を普通紙（A4用紙）にカラー印刷したものとPDF等のデータで提出すること。カラー印刷した静止画一覧はA4判2穴式のフラットファイル等に綴じること。

エ 7（1）」で使用された映像、音楽等全ての著作物にかかる名称及び使用箇所（時間コード等）、借用映像・購入映像の場合は借用先・購入先名称、連絡先、使用許可期間を一覧表に整理し、編集用データと同一の外部記録媒体に電子データとして保存すること。

（3）原稿・翻訳データ等（令和8年10月30日まで）

下記について、編集用データと同一の外部記録媒体に電子データとして保存し、納品すること。

ア 動画内にて使用した英語によるナレーション、テロップ及び字幕の原稿並びに日本語の対訳原稿。

イ 動画内にて使用した図表データ。

ウ YouTubeでの視聴における動画タイトル、ハッシュタグ及びサムネイル等。

※外部記録媒体には、契約名称、制作動画名及び保存データの概要が特定できる表示を行うこと。

※納品する際は、コピーガードを設けないこと。また、必ず最新のパターンファイルに更新されたウイルスチェックソフトを使ってウイルスチェックを行うこと。

8 各種提出物の提出先

各種制作物、成果物等の提出先は次のとおりとする。

大阪市経済戦略局国際交流部国際交流担当

大阪市住之江区南港北二丁目1番10号 ATCビルO's 棟北館4階

9 その他

（1）制作する動画については、海外等への発信に利用することを想定し、使用期間は「7

（1）」の広報用動画の納品日の翌日を起点として3年間とする。（ただし、使用にかかる権利期間を3年以上取得できる場合は、この限りではない。）そのため、出演者の肖像権並びに音楽、映像（受注者が所有している映像、借用映像、購入映像を含む。）、画像、資料その他第三者が権利を有する素材の使用にあたっては、発注者による成果物の使用期間内の利用

（「7（2）」で規定する改変・編集を行った動画使用を含む。）が可能となるよう、受注者の責任において必要な許諾を事前に取得すること。

（2）権利侵害等の紛争が成果物の利用に関して生じた場合は、受注者の責任及び負担において解決すること。また、受注者は本業務で取得した資料、素材及び成果品を無断で公表・譲渡・貸与又は使用してはならない。

（3）本仕様書を変更する場合は、その都度、双方協議のうえ決定する。

（4）受注者は、発注者より提供された資料は、業務終了後にその全てを本市へ返却又は廃棄すること。

（5）本仕様書に定めのない事項又は業務内容に疑義が生じたときは、両者が協議してこれを処理するものとする。

（6）受注者は事業の実施にあたっては、各種関係法令・条例等を遵守し、適正な業務運営に努めること。

（7）受注者は必要に応じて、事業の進捗状況等を発注者に報告すること。また、発注者から求めがあった場合は、その都度遅滞なく報告すること。

（8）本業務にかかる協議、打合わせ等に係る必要経費、使用料、出演料、交通費、謝礼等制作に必要な費用等、受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は全て契約金額に含む。

（9）受注者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）に基づき、合理的配慮の提供が適切になされるよう、大阪市が定めた「大阪市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえた、従事者向けの研修等を実施すること。

公正な業務執行に関する特記仕様書

(職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例の遵守)

第1条 受注者および受注者の役職員は、本契約の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」(平成18年大阪市条例第16号)(以下「コンプライアンス条例」という。)第5条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

第2条 受注者は、本契約について、コンプライアンス条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者(大阪市経済戦略局企画総務部総務課)へ書面で報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、コンプライアンス条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者(大阪市経済戦略局企画総務部総務課)へ書面で報告しなければならない。

(調査の協力)

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会がコンプライアンス条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(発注者の解除権)

第5条 発注者は、受注者が、コンプライアンス条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又はコンプライアンス条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

再委託に関する特記仕様書

- 1 業務委託契約書第 16 条第 1 項に規定する「主たる部分」とは委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等をいい、受注者はこれを再委託することはできない。
- 2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- 3 受注者は、第 1 項及び第 2 項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が 1,000 万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

- 4 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。
- 5 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第 12 条第 3 項に基づき、再委託等の相手方が暴力団又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第 16 条第 2 項及び第 16 条の 2 第 2 項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方並びに下請負人を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.1 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること。
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること。
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと。
- 画像及び動画の生成 AI サービスを利用する場合は、利用者が生成物を利用する際に他者の著作権を侵害しないよう選別したコンテンツで AI モデルの学習をしているサービスを利用することを原則とする。ただし、当該要件に該当しないサービス又は該当するか不明のサービスを利用する場合は、生成内容が既存著作物との類似性や無許諾での依拠がないことを確認し、かつ、成果物として利用する際は発注者の同意を得ること。
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する。
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する。
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること。
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する。
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する。
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること。
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること。
- 生成・出力された文章は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、加筆・修正のうえで使用すること。
- 生成・出力内容は、上記に定める正確性の確認等を経たうえで、加筆・修正を加えずに利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえで利用すること。
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること。